

更新講習案内

登録消火設備基幹技能者の皆さんへ (平成27年修了証取得)

有効期限5年間を経過し資格を継続する
には更新講習を受講してください



国土交通省からは有効期限の5年間を経過したことにより補うべき能力、知識等を再確認するとともに、技術進歩や法令改正等に対応した新たな能力や知識を付与し、登録消火設備基幹技能者として求められる能力基準の確保を図ることを目的にした講習を実施するよう求められています。

令和 2年 1月

(一社) 消防施設工事協会

問い合わせ先

登録消火設備基幹技能者講義・試験委員会事務局

(一社) 消防施設工事協会内

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-5-6 マイルビル 2F

TEL 03-3288-0352 FAX 03-3288-0362

受講資格



1. 消防施設業の登録消火設備基幹技能者として業務に従事していること。
2. 消防法に基づく消防設備士・甲種1類2類3類、乙種・1類2類3類、第1種点検資格者の何れかの資格を有し、消防設備士の講習を受講していること。
3. 職長経験として労働安全衛生法第60条による職長・安全衛生責任者の教育を修了していること。（平成18年3月以前の職長教育修了証につきましては、安全衛生責任者・リスクアセスメント教育が必要となります、未受講の場合は、受講してください。）

必要証明書類

受講資格条件を満たす証明として次の書類を送付してください。

1. 消防設備士は、種類等が分かる表面と講習の受講状況が分かる裏面、第1種点検資格者免状は資格等が分かる表面をコピーし送付してください。また、受講日時点で失効していないことを確認してください。
2. 労働安全衛生法第60条に基づく職長・安全衛生責任者の教育修了証をコピーし送付してください。（平成18年3月以前の職長教育修了証につきましては、安全衛生責任者・リスクアセスメント教育が必要となります、未受講の場合は、受講してください。）

受講



1. 受講はテキストを使って自習学習を行います。
2. 共通・専門・法令テキストは受講者へ郵送します。

更新講習能力確認試験

1. 上記テキストとともに試験問題・解答書を受講者へ郵送します。
2. 自習学習後、能力診断試験「解答書」に解答を記入し期日までに事務局へ郵送してください。（期日までに「解答書」が事務局に郵送されない場合は無効となります、注意してください。）
3. 更新には、正解率60%以上で「能力診断試験」に合格する必要があります。

受講料 12,000円（消費税別）



1. 受講料には教材費、修了証その他の関係費用が含まれています。
2. 申込受付後の受講料は原則として返却いたしません。
3. 受講料の領収書は郵便局の「払込受領証」を持って代えさせていただきます。

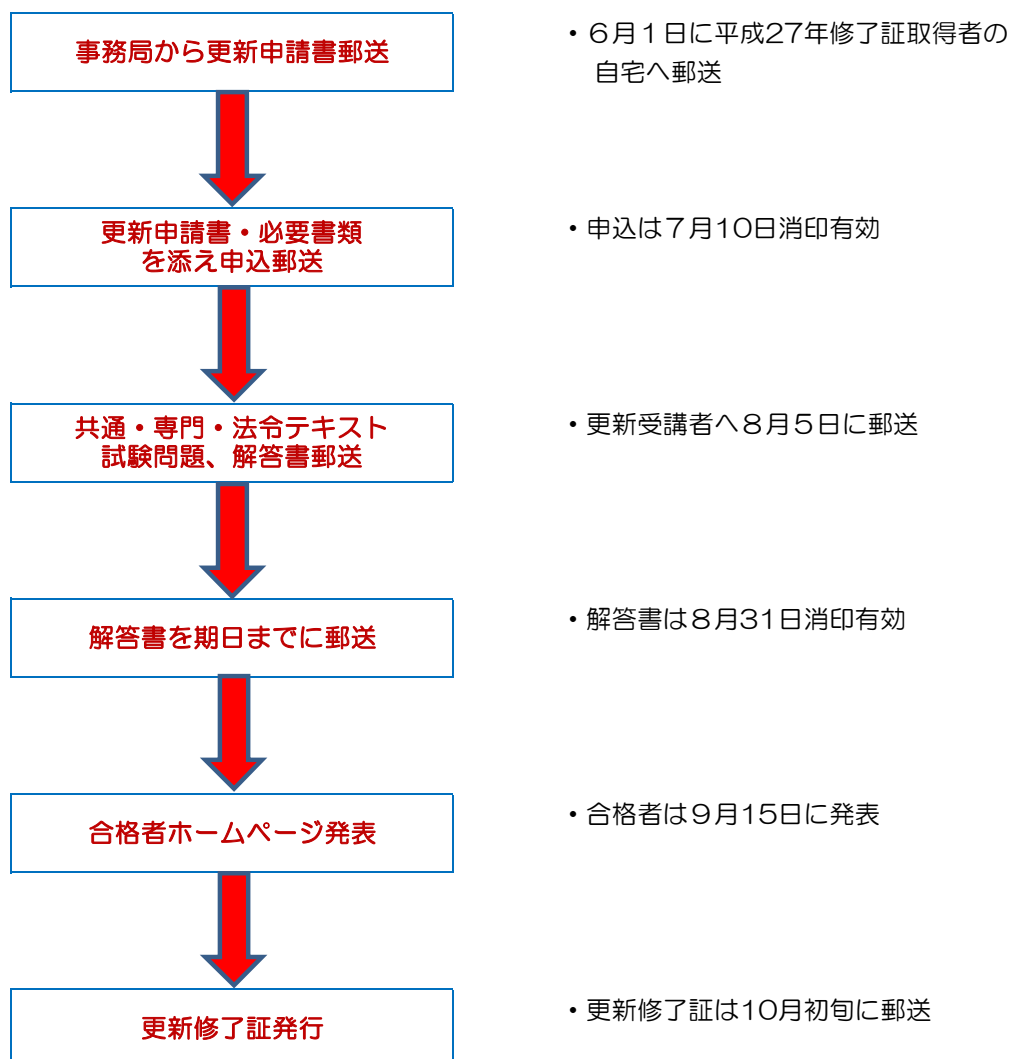
更新受講日

下記の何れかを選択してください。



1. 更新受講者は7月10日（消印有効）までに申し込み、共通・専門・法律テキストを（8月5日発送）自習し、解答書は8月31日（消印有効）までに郵送してください。
2. 受講しない。（受講しない理由を記入。）

更新講習の流れ



更新講習期限切れ



期限を過ぎて資格失効した場合、有効期限経過後1年以内を特別処置期間と定め、次の方法で資格更新を受け付けます。

1. 有効期限経過後6ヶ月以内の処置
 - ・特別な理由により更新講習実施期間に更新講習が受講できない場合には、事務局へ事前に連絡を入れてください。
 - ・有効期限経過後6ヶ月以内に更新講習を受講する事により資格更新が有効になります。
2. 有効期限経過後6ヶ月以上1年以内の処置
 - ・有効期限経過後6ヶ月以上1年以内に開催される登録消火設備基幹技能者講習試験の終了試験（講義は免除）を受講し合格する事により資格更新が可能となります。
 - ・但し、有効期限を経過し資格を失効している期間は、経営事項審査等における加点対象にはなりません。
3. 有効期限経過後1年以上の処置
 - ・有効期限経過後、1年以上経過した更新講習者は資格が失効しますの新しく講習試験を受講して下さい。
 - ・失効中は経営事項審査等における加点対象にはなりません。

郵送先住所



〒102-0074 東京都千代田区九段南3-5-6 マイル 2F
（一社）消防施設工事協会
登録消火設備基幹技能者講義・試験委員会事務局
TLE 03-3288-0352 FAX 03-3288-0362

※ 郵送は特定郵便をお願いします。